

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第五章 労働組合法・労調法の施行状況

第一節 労働協約締結促進対策

総司令部エーミス労働課長が四月七日行った演説(第四章の「労資協議会の提唱」の項参照)の中で、労働協約の締結状況が質量ともに不満足なものであることを指摘し、労使双方に対して協約の速かな締結を勧告したことを契機として、労働省は五月に至って労働協約締結促進運動をおこした。

この運動は、無協約状態を打開し、平和協定としての協約の締結を促進しようとしたものであるが、一九四九年の労働組合法改正がむしろ無協約状態を招いた事情は第二部で見たごとくである。

労働省は五月一三日次のような次官通牒を出し、同時にその具体化の細目「労働協約締結促進要綱」を労政局長通牒として、全国に発送した(同要綱の内容は第二部参照)。

労働協約の締結促進について 労働協約は正常な労使関係の基幹をなすものであり、労働者の経済的地位の維持向上のための根本となるものであるが、最近の情勢においては、締結された労働協約の数は減少の傾向にあり、然も新協約の締結乃至協約改訂の交渉は必ずしも円滑に行われていない場合が多く、又現に有効に存続している労働協約の中にも、内容が公正妥当且つ十分に包括的なものでないものも少なくないようである。これらの事情については、勿論企業内外諸般の困難な情勢に起因するものであることは認められるのであるが、適切な労働協約の締結により、労働条件の維持向上その他の利益を労働者が確保すると共に、協約有効期間中は、企業の平和が維持せられることにより労使がその利益を等しく受けることは、およそ労働協約の本旨に属することであって、これが締結を推進することは、中央、地方の労働行政を担当する者の重大な責務である。特に今日の情勢においては、逐次安定に向いつつある日本経済の趨勢を一層促進するとともに、更に転じて力強い復興に向わしめるために、適切な労働協約の普及がその基盤として強く要請されるのであって、最近の無協約状態乃至協約交渉の停滯状態は、速なる打開を必要としているのである。従ってこの際労働省及び都道府県当局としては、かかる観点に立ち労働協約の締結を積極的に促進し、公正妥当な労働協約があまねく全企業に普及するように努めることが肝要であると思はれる。よって貴管下の労働者、労働組合及び使用者団体に対して左記により、適宜、啓蒙指導を行うよう取り計らわれない。

期間 昭和二五年六月より八月までに集約的に強力なる啓蒙、指導を行う。

目標 (1)無協約状態にある企業の協約締結促進、(2)協約改訂の交渉の打開促進、(3)労働組合法の精神に即した労働協約の締結促進

方法 (1)協約締結及び交渉の状況の実態調査、(2)協約條項中の問題点に関する考え方の説明、(3)労使双方との研究会、懇談会、協議会等の開催、(4)労使双方に対する個別的斡旋、指導、(5)その他

なお特に、労働協約の必要性、双務性及び平和性の強調徹底に重点をおくこと。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
